

四  
發行方法の適  
用振等替法の  
三  
二  
の法律項及びそ  
法發行及拠記  
一  
名稱及根拠記  
成條件十等年次  
二第十三等年六  
省債告行示等第  
○財國省告行示等第

六

イ  
ハ  
ロ  
イ  
發  
方募

入価	行争	非者	特国	札非	入価	法入
札格	行	入価	・別	債發	札格	決
發競		札格	第参	市行	發競	定
行争額		發競	I	加場	入	行争の

五

二債う億額	込募各割各当も各	非下額市札格競とて価のし定
条のち円面	み限國り申ての申	価一を場で競争す得格決、め
第発、金	の度債當込るか込	格國定特あ争入るらを定価ら
一行平額	応額市てみ。らみ	競債め別つ入札もれ募を格
項の成で	募の場るのその	争市る參て札發のる入受競
の特二一	額範特。応のう	入場も加、と行に価額け争
規例十兆	を圃別募応ち	札特の者財同よ格にた入
定に年七	割内參額募応	發別にご務時とるをよ各札
に関度千	りに加を額募	行參よと大にい發そり申に
基すに三	当お者案を価	一加るに臣行う行の加込お
づるお百	ていご分順格	と者發応がわ。(一發重みい
き法け九	るてとに次の	い・行募各れ及下
発律る十	。各のより割高	う第へ限國るび一価均応募率
行第公二	申応りりい	。I以度債入価非格し募入と

七

ハ

口

払

込

金

額

行 争 非 者 特 国  
入 価 ・ 別 債  
札 格 第 参 市  
發 競 I 加 場

札 非  
發 競  
行 争  
入

四債の特投図財億債の特投図財千国項四額發四万八付一れ財保円金し  
億に規例融る政三に規例融る政四債の十面行十円千国項の政を、額た  
円つ定に資た運千つ定に資た運百に規万金し六、四債の特投図財で利  
いに関特め當九いに關特め當五つ定円額た条特百に規例融る政五付  
て基す別のに百て基す別のに億いに、で利第別二つ定に資た運千国  
、づる会公必万、づる会公必八て基同千付一會十いに關特め當十債  
額き法計債要円額き法計債要千はづ法五国項計二て基す別のに二に  
面發律かのな面發律かのな三、き第百債のに億はづる会公必億つ  
金行第ら発財金行第ら発財百額發六五に規関九、き法計債要千い  
額し二の行源額し二の行源五百面行十十つ定す千額發律かのな五て  
でた条繰及のでた条繰及の十金し二一いにる二面行第ら発財百は  
千利第入りび確九利第入りび確万額た条億て基法百金し二の行源七、  
五付一れ財保十付一れ財保円で利第八はづ律四額た条繰及の十額  
百国項の政を七国項の政を二付一百、き第十で利第入りび確万面

十  
十  
三  
二

十  
十  
ロ  
イ  
一  
發

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 價 發  
払 過 行 争 非 者 特 国 發 競 札 格 行 行  
込 利 入 價 · 別 債 行 争 發 競 價  
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

九  
八

ハ  
ロ  
イ

振 額 最  
替 低 行 争 非 者 特 国 札 非 入 價  
額 入 價 · 別 債 發 競 札 格  
單 面 札 格 第 参 市 行 争 發 競  
位 金 發 競 I 加 場 入 行 争

(一) 年  
式 は 一  
に 、 募 ·  
よ 払 入 五  
り 込 決 パ  
算 金 定 ト  
出 額 の セ  
し に 通 ン  
た 加 知 ト  
金 え を  
額 、 受  
を 次 け  
第 の た  
二 算 者

十 額 十 額 平 す 額 の 振 五 千 百 九 四 一  
六 面 錢 面 成 る の 記 替 万 五 円 十 十 兆  
錢 金 以 金 二 ° 整 載 法 円 百 七 八 七  
額 上 額 十 数 又 の 億 億 万 千  
百 の 百 一 倍 は 規 三 千 円 三  
円 そ 円 一 年 の 記 定 千 五 百  
に れ に 六 金 錄 に 九 百 四  
つ ぞ つ 月 額 は よ 百 六 十  
き れ き 二 に 、 る 四 十 九  
九 の 九 二 十 よ 最 振 万 二 億  
十 応 十 二 る 低 替 円 万 七  
九 募 九 日 も 額 口 千  
円 價 円 の 面 座 七  
七 格 七 と 金 簿 百

十号に規定する。期日に払い込

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 口るに者に(一)額よりに座も係發行所時記載し得に又て税お振がい  
すの国たは又おたにりに座も係發行所時記載し得に又て税お振がい  
すの税法金、前記はいだ百算つにのる行  
す次そが金と二率人額し十  
る号の銀額し十  
期及翌行を、一  
とをがに(一)  
日び営休支次年  
が乗適當該  
に第業業払の十  
つ十日日う算二  
い六にに。式月  
で号支当たに二  
同に払ただよ十  
じおうるしり日  
い(一)と、算を  
て以き支出支

規下は払し払平  
定、期た期成すの國たは又おたにりに座も係發行所時記載し得に又て税お振がい  
すの税法金、前記はいだ百算つにのる行  
す次そが金と二率人額し十  
る号の銀額し十  
期及翌行を、一  
とをがに(一)  
日び営休支次年  
が乗適當該  
に第業業払の十  
つ十日日う算二  
い六にに。式月  
で号支当たに二  
同に払ただよ十  
じおうるしり日  
い(一)と、算を  
て以き支出支

十五  
後第二利期子以  
日毎年六月二十日及び各支払期にお

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四  
初期利子

二 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 參 所 金 金 期  
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る い  
成 務 本 面 成 利 て  
二 大 銀 金 三 子 、  
十 臣 行 額 十 を そ  
一 か 百 一 支 の  
年 ら 円 年 払 日  
六 通 に 六 う 以  
月 知 つ 月 。 前  
二 を き 二 六 月  
十 受 百 十 月 間  
二 け 円 日 に 属  
日 た 者 す